

## 北海道住宅対策審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道住宅対策審議会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所、氏名、電話番号を記入し、事務局の許可を受けた上で、その指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、審議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 会議において、写真撮影、録音、録画等はできません。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) その他審議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 審議会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
おわかりにならないことがあれば係員にお聞き下さい。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 附 則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。